

Weekly Report

2010~2011年度



作者の言葉
我が百合丘ロータリークラブのメンバーは、心も体も元気で、笑顔で毎日を過ごしている。その姿は、まさに「地域を育み、大陸をつなぐ」の精神を体現している。我々も、この素晴らしいメンバーと共に、これからも頑張りたいと思います。

平成23年2月8日(火)

第1569回例会

会長 安藤 登
幹事 山口 篤
会報 中村 和広

川崎百合丘ロータリークラブ ホームページ <http://www.kawasaki-yurigaoka-rc.jp/>

第1569回例会記録 平成23年2月8日(火) 28/45回

<点鐘>

安藤登会長

登会長、山口篤幹事→「麻生警察署長 佐藤美幸様、本日の卓話よろしくお願ひいたします」。大矢会員→「署長さんの卓話、楽しみにしていたのですが、文化財団理事会のため残念ながら失礼します」。以下、感謝をこめてニコニコへ。安藤亭会員、安藤志子会員、井上久会員、井上勇会員、鴨志田会員、北島会員、小塚会員、内藤会員、中村会員、野島会員、東会員、白井会員、鈴木会員、渡邊会員、山口福枝会員、山崎会員、佐々木会員。

<ソング> 我等の生業

<お客様ご紹介>

麻生警察署長 佐藤美幸様
川崎RC 白井勇様

安藤登会長

<会長報告>

安藤登会長

- 2010年度 横浜東RAC第2例会があります。
- 社会福祉協議会より 広報啓発部会⑩開催について
2/24(木) 10:00～ 福祉パル麻生
田内会員に依頼いたします。

<出席委員会>

山口福枝委員長

	会員	出席	欠席	メーク	出席率
第1569回	41*	29	12		70.73%
第1568回	41*	31	10	3	82.93%

*出席免除会員1

<幹事報告>

山口篤幹事

- *文書着 川崎麻生RC 川崎多摩RC 新川崎RC
- *会報着 川崎とどろきRC 川崎中RC 新川崎RC

*その他

- ・2/15(火)→2/19(土) IM移動例会
昭和专业大学 ユリホール
大勢の参加をお待ちしております。
- ・2/22(火) 定款細則により休会

<米山奨学委員会>

鴨志田委員

玉井会員→「2月10日、家内の誕生日にお花をいただく予定です。ありがとうございます」。

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	21件	21,000円	749件	840,115円
財団	0件	0円	28件	348,000円
パネファクター	0件	0円	2件	172,000円
米山	1件	20,000円	31件	392,000円

<ニコニコ委員会>

佐々木委員長

川崎RC 白井勇様→「いつもお世話になります。よろしくお願ひいたします」。当クラブより 安藤

- 第1571回 3月1日 会員卓話 古澤会員
- 第1572回 3月8日 招聘卓話③
- 第1573回 3月15日 クラブフォーラム⑤

※諸事情により、スケジュールは変更になる場合があります。

本日のプログラム

＜招聘卓話＞ 麻生警察署長 佐藤美幸様

管内の治安ですが、昨年度の事件件数は1,121件発生しています。重要事件としてはコンビニ強盗が2件ありましたが無事解決しています。

その他に乗り物の窃盗、空き巣などの被害がありました。振り込み詐欺の被害は18件、昨年度プラス6件と増えています。今年もさっそく230万円の振り込み詐欺の被害が発生しています。ぜひ騙されないようにきちんと確認していただきたいです。

また性的犯罪、高齢者の交通事故などが増えており、今年度はすでに交通事故が50件発生しています。幸い死亡事故はありませんが、2輪車、高齢者の事故が減るよう努めてまいりたいと考えています。

4月1日から、神奈川県暴力団排除条例がスタートします。現在神奈川県における暴力団は組織数109団体、構成員役3,650人を把握しています。稲川会、山口組、住吉会の3団体の勢力は県内暴力団の90%を占める最大勢力となっています。繁華街、住宅街で県民に不安を与える凶悪事件や、県民の身近な経済活動等を資金源とする事件が頻発しているのです。

— 条例の主な内容 —

基本理念

- ・暴力団を恐れない。
- ・暴力団に協力しない。
- ・暴力団を利用しない。

県の責務

- ・県がリーダーシップを取ります。
- ・暴力追放推進センターと協力・連携して暴力団排除を推進します。
- ・県内の市町村と協力して暴力団排除を推進します。

県民の役割・事業者の責務

- ・暴力団の活動を助けたり、利用したりすることは違反です。
- ・暴力団の排除活動への参加をお願いいたします。
- ・暴力団排除に役立つと思われる情報は積極的に警察等へ通報してください。

県の基本的施策

- ・県は、暴力団と契約しません。
- ・県は、暴力団に給付金など交付しません。
- ・暴力団の活動の利益となる行事には、県の施設を使わせません。

- ・警察は、暴力団から危害を加えられるおそれがある人を保護します。

少年の健全育成を図る措置

- ・学校などから200メートル以内に暴力団事務所を新しく造ることは違反です。
- ・少年を暴力団事務所に入出入りさせることは違反です。
- ・少年が暴力団員と一緒にいたら警察に通報してください。

事業活動における措置

- ・取引の相手方等が暴力団関係者でないことを確認してください。
- ・暴力団の威力を利用するため金品などの利益を提供することは違反です。
- ・暴力団事務所になる物件の不動産取引は違反です。

皆様には警察行政全般にご支援、ご協力をいただき感謝しております。皆様のご協力の下、治安維持に全うしたいという考えでおります。

